

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月5日
【報告者の氏名又は名称】	大日本印刷株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5225)8451
【事務連絡者氏名】	事業企画推進室 室長 橋本 博文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	大日本印刷株式会社 (東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、大日本印刷株式会社をいい、本書中の「対象者」とは、株式会社インテリジェントウェイブをいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

- (注8) 本書の提出に関する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の株券等を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法( Securities Exchange Act of 1934 )第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準と同等の内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があり、また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することが困難な場合があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められることは保証されません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

## 1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社インテリジェント ウェイブ

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成22年2月12日(金曜日)から平成22年4月2日(金曜日)まで(35営業日)

## 2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成22年4月3日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に対し公開することにより公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	133,306 (株)	133,306 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	133,306	133,306
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	133,307
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年12月31日現在)(個)(g)	246,782
買付け等後における株券等所有割合 ( (a+d) / (g + (b-c) + (e-f) ) × 100 ) (%)	50.61

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成22年2月12日に提出した第27期第2四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。ただし、対象者が保有する自己株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該自己株式に係る議決権の数(同四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の自己株式16,618株に係る議決権の数である16,618個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年12月31日現在)(個)(g)」を263,400個として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。